

令和7年度 雇用・労働分野の助成金のご案内 (簡略版)

I 雇用関係助成金のご案内

～雇用の安定のために～

- 「雇用関係助成金」 検索表 … P. 3
- 雇用関係助成金の概要 … P. 7
- 雇用関係助成金のお問い合わせ先 … P.21

II 労働条件等関係助成金のご案内

～労働条件の改善のために～

- 労働条件等関係助成金の概要 … P.23
- 労働条件等関係助成金のお問い合わせ先 … P.26

このパンフレットは概要を記載したものです。

詳細な内容については、各助成金の支給要領やパンフレットをご参照ください。

G. 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金

19 両立支援等助成金

【労働局】

19-I 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

①男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に対して助成

②男性労働者の育児休業取得率が、申請年度の前年度を基準として30%以上上昇し、50%以上となった中小企業事業主や、一定の場合に2年連続70%以上となった中小企業事業主に対して助成

①第1種(育児休業取得) 1人目 20万円 2～3人目 10万円
※1人目の育休取得前に雇用環境整備措置を4つ以上実施している場合 1人目に10万円を加算
②第2種(育児休業取得率の上昇等) 60万円
※対象事業主がプラチナくるみ認定事業主であった場合 15万円を加算
※1事業主1回まで支給
※①②の対象事業主が自社の育児休業等の取得状況に関する情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合 2万円を加算(1事業主1回限り)

19-II 介護離職防止支援コース

介護支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主や仕事と介護との両立に資する制度(介護両立支援制度)の利用者が生じた中小企業事業主、介護休業や短時間勤務を行う労働者の業務を代替する体制の整備を行った中小企業事業主に対して助成

①介護休業 40万円(連続5日以上利用。連続15日以上利用の場合は60万円)
②介護両立支援制度 制度を1つ導入、1つ利用 20万円(30万円)
制度を2つ以上導入、1つ利用 25万円(40万円)
※20日以上利用。()は60日以上利用の場合。
③業務代替支援 新規雇用 20万円(30万円)
手当支給等(介護休業) 5万円(10万円)
手当支給等(短時間勤務) 3万円
※5日以上利用。()は15日以上取得・利用の場合。短時間勤務は15日以上利用の場合のみ。
※①～③の対象事業主が仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備を行った場合 10万円加算
※①～③それぞれ、1事業主あたり5人まで支給

19-III 育児休業等支援コース

育休復帰支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成

①育休取得時 30万円
②職場復帰時 30万円
※1事業主あたり雇用期間の定めのない労働者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで支給
※対象事業主が自社の育児休業等の取得状況に関する情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、2万円を加算(1事業主1回限り)

19-IV 育休中等業務代替支援コース

育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った中小企業事業主に対して助成
※右欄①②については常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主も支給対象

①手当支給等(育児休業) ・業務体制整備経費:6万円(育休1月未満 2万円)
・業務代替手当:支給額の3/4<4/5>
※上限10万円/月、12か月まで
②手当支給等(短時間勤務) ・業務体制整備経費:3万円
・業務代替手当:支給額の3/4
※上限3万円/月、子が3歳になるまで
③新規雇用(育児休業) 代替期間に応じた額を支給
・最短:7日以上:9万円<11万円>
・最長:6か月以上:67.5万円<82.5万円>
※①②の業務体制整備経費は労務コンサルを外部の専門事業者へ委託した場合 20万円
※<<>>内はプラチナくるみ認定事業主への加算・割増
※育休取得者/制度利用者が有期雇用労働者の場合 ①～③に10万円加算(代替期間1か月以上の場合のみ)
※①～③対象事業主が自社の育児休業等の取得状況に関する情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合 2万円を加算(1事業主1回限り)

19-V 柔軟な働き方選択制度等支援コース

育児中の労働者が利用できる柔軟な働き方に関する制度を複数導入したうえで、制度利用者を支援する取組を行った中小企業事業主に対して助成

制度を2つ導入し、利用者が生じた場合 20万円
制度を3つ以上導入し、利用者が生じた場合 25万円
※対象事業主が自社の育児休業等の取得状況に関する情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、2万円を加算(1事業主1回限り)

19-VI 事業所内保育施設コース

労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主・事業主団体に対してその費用の一部を助成
※平成28年4月1日以降、新規申請受付を停止しています

【設置費】 設置費用の2/3[中小企業以外1/3]
※上限2,300万円[中小企業以外1,500万円]
【運営費】 年間の1日平均保育乳幼児1人あたり 年額45万円[中小企業以外34万円]
※上限1,800万円[中小企業以外1,360万円]
【増築または建替え費】
増築費用の1/2[中小企業以外1/3] ※上限1,150万円[中小企業以外750万円]
建替え費用の1/2[中小企業以外1/3] ※上限2,300万円[中小企業以外1,500万円]

19-VII 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

不妊治療、月経や更年期といった女性の健康課題に対応するために両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、就業規則等に基づき制度を利用させた中小企業事業主に対して助成

・不妊治療のための両立支援制度を導入し、利用者が生じた場合 30万円
・月経に起因する症状への対応のための支援制度を導入し、利用者が生じた場合 30万円
・更年期における心身の不調への対応のための支援制度を導入し、利用者が生じた場合 30万円
※1事業主あたり 各1回限り